

議第2号議案

特別委員会の委員の定数の変更

特別委員会の委員の定数を次のように変更する。

令和8年5月15日提出

市会運営委員会

委員長 藤代哲夫

特別委員会の委員の定数の変更

特別委員会の委員の定数を次のように変更する。

特別市・大都市行財政制度特別委員会の委員の定数「14人」を「15人」に、基地対策特別委員会の委員の定数「15人」を「14人」に、減災対策推進特別委員会の委員の定数「15人」を「14人」に、未来のまちづくり推進特別委員会の委員の定数「14人」を「15人」に変更する。

提 案 理 由

特別委員会の委員の定数を変更したいので提案する。

参 考

(上段 改正案)
(下段 現 行)

委員会の名称	付 議 事 件	委員定数	委員長及び 副委員長	期 間
特別市・ 大都市 行財政制度 特別委員会	特別市制度の早期実現を図るとともに、大都市の実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これらを強力に促進すること。	15人 14人	委員長 1人 副委員長 2人	議会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。
基地対策 特別委員会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	14人 15人	委員長 1人 副委員長 2人	
減災対策推進 特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。	14人 15人	委員長 1人 副委員長 2人	
未来の まちづくり 推 進 特別委員会	経済成長及び国際都市・横浜の実現を目指すとともに、都市の成長の基盤を支える魅力と活力あるまちづくりの推進に関すること。	15人 14人	委員長 1人 副委員長 2人	
次世代活躍 推 進 特別委員会	次代を担う全ての子ども・若者の活躍推進に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
市民活躍・ 地 域 コミュニティ 活 性 化 特別委員会	誰もが居場所と役割を持ち、いきいきと生涯活躍できるまちづくりや地域コミュニティの活性化に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置等）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。